

社会福祉法人沢ねっこ役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人沢ねっこの役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 役員の報酬は、役員の地位にあることのみによっては支給されない。

(理事会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事・監事が理事会に出席した場合、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 理事会出席時に発生する交通費一律1,000円を支払うものとする。

(改正)

第4条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。